

製造業における 特定技能外国人材の受入れについて

- ・ 素形材産業
- ・ 産業機械製造業
- ・ 電気・電子情報関連産業

経済産業省

特定技能外国人材制度の概要（製造3分野）

分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項		
	見込数 (5年間の最大数)	技能試験	日本語試験	特定技能外国人材が従事できる仕事 (主なもの)	受入れ機関等へ特に課す条件等	雇用形態
素形材産業	21,500人	製造分野 特定技能1号 評価試験 【新設】	①国際交流 基金日本語 基礎テスト もしくは ②日本語能力 試験(N4 以上)	鋳造、鍛造、 金属プレス等 全13職種	「製造業特定技能 外国人材受入れ 協議・連絡会」に 参加し、情報の把握・ 分析等に協力すること 等	直接
産業機械製造業	5,250人			金属プレス、 溶接、プラスチック 成形等 全18職種		
電気・電子情報 関連産業	4,700人			電子機器組立て、 プラスチック成形、 溶接等 全13職種		

(※) 技能実習2号を良好に修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、技能試験及び日本語能力試験が免除となります。【政府基本方針】

(参考) 外国人材の受入れに向けて製造業の3業種における「分野別運用方針」（閣議決定）

<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181225011/20181225011.html>

製造3分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類

素形材産業		産業機械製造業		電気・電子情報関連産業	
2194	鋳型製造業（中子を含む）	2422	機械刃物製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
225	鉄素形材製造業	248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	29	電気機械器具製造業（ただし、2922内燃機関電装品製造業及び2929その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）を除く）
235	非鉄金属素形材製造業	25	はん用機械器具製造業（ただし、2534工業窯炉製造業、2591消火器具・消火装置製造業及び2592弁・同附属品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業
2424	作業工具製造業	26	生産用機械器具製造業（ただし、2651鋳造装置製造業、2691金属用金型・同部分品・附属品製造業及び2692非金属用金型・同部分品・附属品製造業を除く）		
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）		
245	金属素形材製品製造業	271	事務用機械器具製造業		
2465	金属熱処理業	272	サービス用・娯楽用機械器具製造業		
2534	工業窯炉製造業	273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
2592	弁・同附属品製造業	275	光学機械器具・レンズ製造業		
2651	鋳造装置製造業				
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業				
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業				
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）				
3295	工業用模型製造業				

事業者の業種判断の詳細は「ガイドライン」を参照ください
(次頁に抜粋)

(参考1) 特定技能外国人受入れに関する運用要領及び特定分野に係る要領別冊 (告示に関するガイドライン) (法務省)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html

(参考2) 日本標準産業分類 (平成25年10月改定) (大分類 E 製造業) (総務省)

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#e

(参考) 製造3分野の該当性の判断基準

特定分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領(平成31年3月20日)
(運用要領別冊)から抜粋 ※3分野それぞれにあります

<産業分類に掲げる「産業を行っている」について>

○1号特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で、3分野の産業分類として掲げた産業について、「製造品出荷額等」が発生していることを指します。

※ 製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む)を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く)

② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外(例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいいます。

特定技能 1 号（製造 3 分野）の対象業務区分一覧とそれに対応する技能実習 2 号移行対象職種

特定技能 1 号対象 業務区分	技能実習 2 号移行対象		受入れ可能な事業者の産業分野		
	職種名	作業名	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業
鋳造	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	この範囲に限り転職可能 ○ ← → ○		
		非鉄金属鋳物鋳造			
鍛造	鍛造	ハンマ型鍛造	○	○	-
		プレス型鍛造			
ダイカスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	○	○	-
		コールドチャンバダイカスト			
機械加工	機械加工	普通旋盤	○	○	○
		フライス盤			
		数値制御旋盤			
		マシニングセンタ			
金属プレス加工	金属プレス加工	金属プレス	○	○	○
鉄工	鉄工	構造物鉄工	-	○	-
工場板金	工場板金	機械板金	○	○	○
めっき	めっき	電気めっき	○	○	○
		溶融亜鉛めっき			
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	○	-	-
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ	○	○	○
		金型仕上げ			
		機械組立仕上げ			
機械検査	機械検査	機械検査	○	○	-
機械保全	機械保全	機械系保全	○	○	○
電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器組立て	-	○	○
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て	-	○	○
		変圧器組立て			
		配電盤・制御盤組立て			
		開閉制御器具組立て			
		回転電機巻線製作			
プリント配線板製造	プリント配線板製造	プリント配線板設計	-	○	○
		プリント配線板製造			
プラスチック成形	プラスチック成形	圧縮成形	-	○	○
		射出成形			
		インフレーション成形			
		ブロー成形			
塗装	塗装	建築塗装	○	○	○
		金属塗装			
		鋼橋塗装			
		噴霧塗装			
溶接	溶接	手溶接	○	○	○
		半自動溶接			
工業包装	工業包装	工業包装	-	○	○

(参考) 特定技能外国人の転職等について

[特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領](#)(平成31年3月20日)
(運用要領別冊)から抜粋 ※3分野それぞれにあります

特定技能外国人は、一定の条件の下、転職が可能です。

例:現在、「鑄造」の業務区分で、「素形材産業分野」の事業者と雇用契約締結している場合

- ①同じ分野内 (素形材産業 → 素形材産業)
- ②業務区分で認められている分野 (素形材産業 → 産業機械製造業)

○業務区分が認められていない分野へは、転職することはできません。

- ③転職先の分野で業務区分が認められていない場合 (素形材産業 → ×電気・電子)
※電気・電子情報関連産業では、「鑄造」の業務区分は認められていません。

○複数の技能区分を有する外国人は、それぞれの業務区分で在留許可を得られれば、複数の業務区分で従事可能です。

(注) なお、特定技能外国人が転職等を行う場合、その在留資格について、分野、受入機関、就労先等について変更がある場合には、出入国在留管理庁への申請、届出等が必要です。

(参考) 特定技能外国人が従事する業務の考え方

[特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領](#)(平成31年3月20日)
(運用要領別冊)から抜粋 ※3分野それぞれにあります

○ 分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

○ 関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。

- ① 原材料・部品の調達・搬送作業
- ② 各職種の前工程作業
- ③ クレーン・フォークリフト等運転作業
- ④ 清掃・保守管理作業

(注)なお、専ら関連業務に従事することは認められません。

特定技能外国人を受け入れるには（技能実習からの移行）

特定技能外国人を受入れる事業場（製造ライン）の売上は製造3分野に掲げられた日本標準産業分類にあてはまるか？
※製造3分野に該当する製品を製造する業務にのみ従事することが可能です。



特定技能外国人が行う作業内容は対象業務か？



技能実習2号修了生（国内、国外）と特定技能雇用契約を締結

自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？



自社で支援

※登録支援機関に支援業務を一部委託することも可能



在留資格（特定技能1号）の申請



「登録支援機関」に支援業務を委託



※出入国在留諸申請の前に、経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に参加（特定技能外国人を受け入れる企業は参加必須）

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会：外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、優良事例の周知、課題の把握並びに対応方策の検討等を行う。

特定技能外国人を受け入れるには（試験ルート）

※技能試験の詳細は随時、[特定技能外国人材（製造3分野）のポータルサイト](#)でお知らせしています。

日本語試験「①国際交流基金日本語基礎テスト もしくは②日本語能力試験（N4以上）」

+

技能試験 「製造分野特定技能1号評価試験」

○実施場所：国内試験：2020年度に東京都・愛知県・大阪府・神奈川県等で実施
海外試験：2019年度にインドネシアにて実施

○試験言語：主に現地語

○実施方法：学科試験、実技試験

○試験区分：19試験区分（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装）※レベルは技能検定3級相当（技能実習2号修了相当）

特定技能外国人を受入れる事業場（製造ライン）の売上は製造3分野に掲げられた日本標準産業分類にあてはまるか？

※製造3分野に該当する製品を製造する業務にのみ従事することが可能です。

特定技能外国人が行う業務と試験合格区分が対象業務と一致しているか？

Yes

試験の合格者（日本語、技能）と特定技能雇用契約を締結

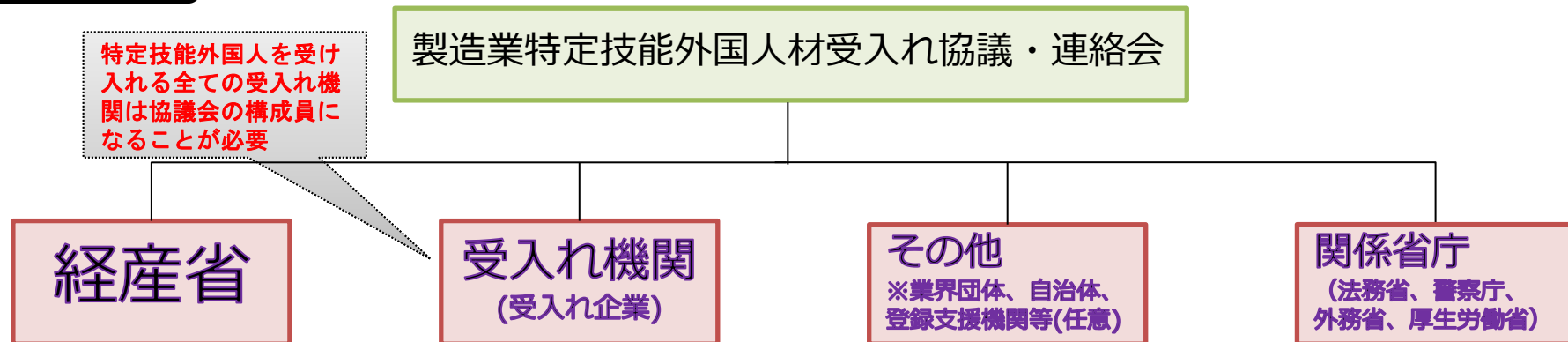
以下、技能実習からの移行と同様です。

自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

- 制度の適切な運用を図るため、協議・連絡会を設置しました。
特定技能外国人を受入れる機関(企業)は必ず加入する必要があります。
- 協議・連絡会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、**制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等**を行います。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議 等

(参考) 協議・連絡会の入会手続きの変更について

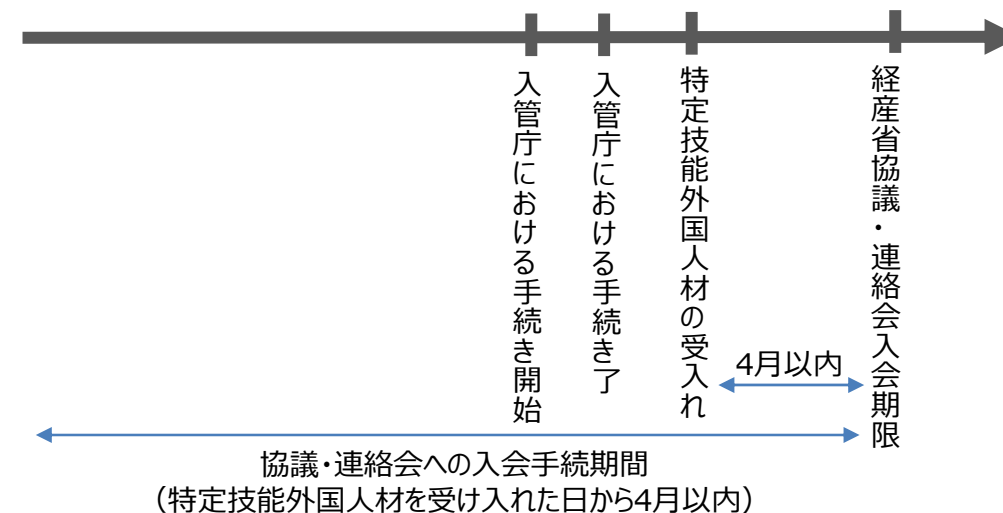
受入れの予見性を高める観点から、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に入会した後に出入国在留管理庁の手続きに進む運用に変更しました。

<これまで>

- 初めて特定技能外国人材を受け入れる場合には、特定技能外国人材の受入れた日から4月以内に協議・連絡会への入会が必要。

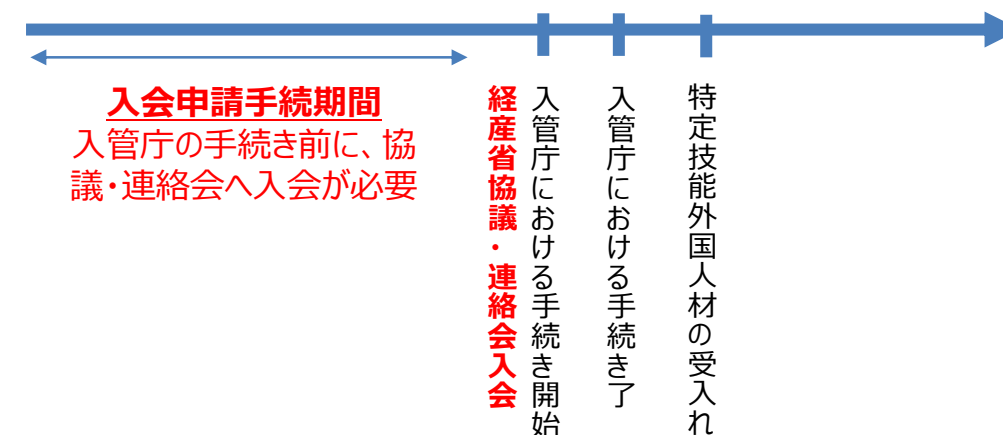
(課題)

- 協議・連絡会の入会手続き時に、入管庁に申請した特定産業分野と事業内容の適合性が確認できず、協議・連絡会の入会要件を満たさない事例が発生。
- 特定技能外国人材制度の安定的な運用に支障がでている。



<変更後（令和3年3月1日以降）>

- **入管庁における手続きの前に、協議・連絡会への入会が必要。**
- 入管庁における手続き前に、特定産業分野と事業内容の適合性を事前に確認できるため、より確実な特定技能外国人材の受入れが可能。



特定技能人材を受入れるためのポイント（素形材産業分野）

- 以下の要件等を満たして、地方出入国在留管理局へ申請が必要。

受入企業側

- 業種**
 - ・素形材産業であること
- 待遇**
 - ・日本人と同等以上の給与
 - ・希望があった場合の休暇取得許可
 - ・雇用契約終了時の帰国費用の支弁（特定技能外国人が負担できない場合）等
- 法令遵守**
 - ・労働、社保、租税ほか関係法令遵守
 - ・非自発的離職や行方不明を発生させていないこと
 - ・支援体制の整備（登録支援機関へ委託も可）等
- 協議会**
 - ・経済産業省が組織する「協議・連絡会」への加入
- 受入人数**
 - ・素形材産業分野全体で21,500人（5年間）
- 雇用形態**
 - ・直接雇用のみ（派遣は認めない）



素形材産業の範囲 (日本標準産業分類における番号及び名称)	
2194	鋳型製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2465	金属熱処理業
2534	工業窯炉製造業
2592	弁・同附属品製造業
2651	鋳造装置製造業
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
3295	工業用模型製造業

外国人側

- 業務**
 - ・右表に掲げる業務に従事すること 等
- 技能水準**
 - ・日本語試験及び当該業務区分の技能試験の合格者であること
(技能実習2号修了者は、その修得した技能と関連性が認められる業務区分の試験及び日本語試験が免除)
 - ・特定技能1号のみ



素形材産業分野の業務区分		
鋳造	鍛造	ダイカスト
機械加工	金属プレス加工	工場板金
めっき	アルミニウム	仕上げ
機械検査	機械保全	塗装
溶接		

特定技能人材を受入れるためのポイント（産業機械製造業分野）

- 以下の要件等を満たして、地方出入国在留管理局へ申請が必要。

受入企業側

1 業種

・産業機械製造業であること

2 待遇

・日本人と同等以上の給与
 ・希望があった場合の休暇取得許可
 ・雇用契約終了時の帰国費用の支弁
 （特定技能外国人が負担できない場合） 等

3 法令遵守

・労働、社保、租税ほか関係法令遵守
 ・非自発的離職や行方不明を発生させていないこと
 ・支援体制の整備（登録支援機関へ委託も可） 等

4 協議会

・経済産業省が組織する「協議・連絡会」への加入

5 受入人数

・産業機械製造業分野全体で5,250人(5年間)

6 雇用形態

・直接雇用のみ（派遣は認めない）

外国人側

7 業務

・右表に掲げる業務に従事すること 等

8 技能水準

・日本語試験及び当該業務区分の技能試験の合格者であること
 （技能実習2号修了者は、その修得した技能と関連性が認められる業務区分の試験及び日本語試験が免除）
 ・特定技能1号のみ

産業機械製造業の範囲 （日本標準産業分類における番号及び名称）

2422	機械刃物製造業
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業 （2591消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
26	生産用機械器具製造業 （素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
270	業務用機械器具製造業において管理、補助的経済活動を行う事業所
271	事務用機械器具製造業
272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
275	光学機械器具・レンズ製造業

産業機械製造業分野の業務区分

鋳造	工場板金	電気機器組立て
鍛造	めっき	プリント配線板製造
ダイカスト	仕上げ	プラスチック成形
機械加工	機械検査	塗装
金属プレス加工	機械保全	溶接
鉄工	電子機器組立て	工業包装

特定技能人材を受入れるためのポイント（電気・電子情報関連産業分野）

- 以下の要件等を満たして、地方出入国在留管理局へ申請が必要。

受入企業側

- 業種**
 - 電気・電子情報関連産業であること
- 待遇**
 - 日本人と同等以上の給与
 - 希望があった場合の休暇取得許可
 - 雇用契約終了時の帰国費用の支弁（特定技能外国人が負担できない場合）等
- 法令遵守**
 - 労働、社保、租税ほか関係法令遵守
 - 非自発的離職や行方不明を発生させていないこと
 - 支援体制の整備（登録支援機関へ委託も可）等
- 協議会**
 - 経済産業省が組織する「協議・連絡会」への加入
- 受入人数**
 - 電気・電子情報関連産業分野全体で4,700人（5年間）
- 雇用形態**
 - 直接雇用のみ（派遣は認めない）

電気・電子情報関連産業分野 (日本標準産業分類における番号及び名称)	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業 (ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く)
30	情報通信機械器具製造業

外国人側

- 業務**
 - 右表に掲げる業務に従事すること 等
- 技能水準**
 - 日本語試験及び当該業務区分の技能試験の合格者であること
(技能実習2号修了者は、その修得した技能と関連性が認められる業務区分の試験及び日本語試験が免除)
 - 特定技能1号のみ

電気・電子情報関連産業分野の業務区分		
機械加工	機械保全	塗装
金属プレス加工	電子機器組立て	溶接
工場板金	電気機器組立て	工業包装
めっき	プリント配線版製造	
仕上げ	プラスチック成形	

製造3分野における相談窓口(中小企業/外国人)について

● 中小企業向け製造業特定技能外国人材制度相談窓口（電話/一次受付）

電話：03-5909-8762 / 03-5909-8746

メールアドレス：seizou-gaikokujin@jtb.com

※対面窓口（全国10箇所）及びオンライン窓口での相談も可能。***事前予約制**

・対面窓口：札幌、仙台、東京（新宿）、横浜、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡

● 特定技能外国人向け相談窓口 多言語コールセンター

電話：03-6743-2787

★日本語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語及びタイ語に対応

※対面窓口（全国10箇所）及びオンライン窓口での相談も可能。***事前予約制**

・対面窓口：札幌、仙台、東京（新宿）、横浜、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡

・オンライン窓口では、電話回線に通訳が入り、言語サポートを行います。

詳細は、以下のURLからご確認ください。

https://www.meti.go.jp//policy/mono_info_service/gaikokujinzai/contact_list.html

【オンラインセミナー】 経済産業省委託「製造業における外国人材受入れ支援事業」

製造業における特定技能外国人材受入れセミナー [受入れ企業の登壇あり]

【対象者】 新たな在留資格「特定技能」での外国人の受入れに関心をお持ちの中小企業・団体様 等

開催日時	2021年9月1日(水)～2021年9月28日(火) 13:00～14:55	定員	各回 定員80名(定員になり次第、 締め切らせていただきます)
実施方法・回数	オンラインセミナー・全5回	参加費	無 料

セミナー概要

2019年4月1日、改正出入国管理及び難民認定法が施行され、新たな在留資格として「特定技能」が創設されました。製造業においては、(1)素形材産業、(2)産業機械製造業、(3)電気・電子情報関連産業の3分野が、在留資格「特定技能1号」の受入れ対象分野となっております。

本セミナーでは、制度概要や評価試験に関するご説明のほか、製造3分野の受入れに関し数多くいただく質問への解説や、実際に特定技能外国人を受け入れている企業の事例を、新たにご紹介いたします。

特定技能外国人の受入れを検討されている中小企業・団体様など、積極的なご参加をお待ちしております。

プログラム(第1回(9/1(水))・第2回(9/7(火))・第3回(9/9(木))・ 第4回(9/15(水))・第5回(9/28(火))

時間	次第	登壇者
13:00	1. 挨拶	経済産業省
13:05～13:45 (40分)	2. 製造業における特定技能外国人材に係る 制度概要・評価試験等について 受入れ協議・連絡会の入会について	経済産業省
13:45～14:05 (20分)	3. 製造業における特定技能外国人 受入れ事例について	三菱UFJリサーチ&コンサルティング
休憩(5分)		
14:10～14:40 (30分)	4. 特定技能外国人受入れ企業による 事例紹介	製造3分野で、特定技能外国人を受け 入れている企業 (※下表参照) (各日1社登壇)
14:40～14:55 (15分)	5. 質疑応答 (事前に寄せられた質問、当日ご参加者の質 問等への回答)	・経済産業省 ・特定技能外国人を受け入れている 企業 他

※セミナー中は、随時、チャットにて講師への質問を承り、「5. 質疑応答」にてできる限り回答いたします。

	第1回(9/1(水))	第2回(9/7(火))	第3回(9/9(木))	第4回(9/15(水))	第5回(9/28(火))
※登壇企業 (分野)	最上電気株式会社 (電気・電子情報関 連産業)	有限会社ダイカ産業 (産業機械製造業)	株式会社イワ中 (素形材産業)	株式会社朝日工業 (産業機械製造業)	有限会社 京葉エクステリア (素形材産業)

オンラインセミナーの受講について

- パソコン、タブレットの画面を通して、インターネット経由でセミナーを受講する形式です。
- 本セミナーは、Webex で実施いたします(利用には一切料金はかかりません(通信費除))。
- 事前に専用アプリのインストールと、簡単な接続テストを行ってください。

※セキュリティ上の理由でアプリのインストールができない場合は、ブラウザ(Google Chrome推奨)でのご参加も可能です。

※セミナー参加方法(Webex専用アプリのインストール方法等含む)は、開催日の2営業日前を目途に、ご参加が確定いたしました皆様宛に、「招待メール」にて、詳細をご案内いたします。

PC・スマート フォン・タブ レット端末	パソコン: Windows/Mac/Linux/Unix/Solaris モバイル端末: Android/iOS
インターネット 環境	有線LANまたはWi-Fi接続を推奨 ※公衆・フリーWi-Fi、テザリングの利用は、 接続が不安定になる場合があります
イヤホン	質疑応答で質問したい方は利用を推奨

お申し込み方法、ご準備いただくもの等については裏面をご覧ください。

お申し込みの流れ

お申し込み
専用URLhttps://www.sswm.go.jp/seminar_j/detail_05.html

QRコード



- ※ 定員に到達次第、受付を締め切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい
- ※ 開催日の2営業日前までに招待メールが届かない場合や、変更・取り消しについては、下記の「当セミナー問合せ先」(seizou-gaikoku@murc.jp)までご連絡ください。

1. 申込フォームの表示

ページ内にある「申込」からお申込みください

2. 申込フォーム入力・送信

申込みフォームの各項目を入力し、送信してください

3. 申込確認メールの受信

ご登録いただいた参加者1・2の方のアドレスに、申込確認メールが配信されます。

5. 当日

招待メールに記載されているURL、又はID・パスワードから視聴してください

4. 招待メールの受信

開催日の2営業日前までに、ご登録いただいた参加者1・2の方のアドレスに、**招待メール**が配信されます。

視聴について

※詳細は、「招待メール(開催日の2営業日前までに配信)」でご案内

使用するシステム	①セミナーの視聴 : 「Webex」(Cisco社)を利用 ②配布資料 : 「ファイルトランスミッションシステム」を利用し、ダウンロード
円滑な視聴のために	①通信速度の確認(通信速度30Mbps以上を推奨) →当日利用される通信速度の確認は、 こちら から ②Webexのインストールおよび 接続テストの実施 「招待メール」にてご案内します。 ③資料ダウンロードについて 「招待メール」にてご案内します。(当日は画面投影をしますが、視聴環境により見えづらい場合があるため、予め資料のダウンロードを推奨)
当日	①当日はお早目の入室をお願いいたします。 当日は開始1時間前よりWebexに入室可能です。操作が不安な方は、早目にアクセスしてください。 ②セミナー中は、随時、チャットにて講師への質問を承ります。 ※時間の都合により、類似するご質問については割愛させていただく場合があります。お急ぎの場合は、当チラシ下部の相談窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

招待メールをご参照の上、専用アプリのインストールと、接続テストを実施してください。
※セキュリティ上の理由でアプリのインストールができない場合は、ブラウザでの参加も可能です。(Google Chrome推奨)

・招待メールは、seizou-gaikoku@murc.jp からお送りします。(万が一、招待メールが2営業日前までに確認できない場合は、上記メールアドレスへご連絡ください。)

お申し込み・開催に際しての留意事項

- 反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申し込みを受付することができません
- 同業者の方はお申し込みをお断りさせていただく場合があります
- お申し込み多数の場合、ご参加人数の調整をお願いすることがございます
- 止むを得ない事情により、予告なくプログラムに変更が生じる場合がございます
- 録音、撮影、キャプチャ、スクリーンショットはご遠慮ください。
- 実施方法が変更となる場合があります。変更の際は、事前にお知らせいたします

個人情報の取り扱いについて

- 1.ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<http://www.murc.jp/corporate/privacy/>)及び、「個人情報の取り扱いについて」(<http://www.murc.jp/privacy/>)に従って適切に取り扱います。
- 2.本お申込みから知り得た個人情報(お名前、住所、年齢など)は、ご本人の同意なく決して公開いたしません。
- 3.お預かりした個人情報は、本事業の実施目的以外に使用することはいたしません。
- 4.お預かりした個人情報は、本事業の委託者である経済産業省に提供する場合がございいます。前記の場合及び法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- 5.お預かりした個人情報は、業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。
- 6.必須項目にご記入・ご回答頂けない場合は、ご相談へのご回答、申込受付等ができない場合がございます。



お問い合わせ先

当事業では、特定技能外国人材制度(製造3分野)ポータルサイト(<https://www.sswm.go.jp/>)のほか、中小企業向けの特定技能外国人相談窓口を設置しております。ぜひご利用ください。また、お問い合わせ内容に応じて、以下の窓口までご連絡ください。

①	当セミナーの実施・運営について	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 経済政策部 E-mail : seizou-gaikoku@murc.jp
②	中小企業向けご相談窓口 (制度全般・評価試験について)	中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口(株式会社JTB内) TEL:03-5909-8762 または、03-5909-8746 E-mail: seizou-gaikokujin@jtb.com

外国人材に関する 取組・支援策について

令和3年9月
中部経済産業局

職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーション 実現に向けた取組

- 外国人材の活躍や定着に向けた課題として、外国人材を受け入れる職場において、日本人独特の日本語によるハイコンテクストなビジネスコミュニケーションが弊害となっていると指摘されている。
- その要因の一つとして、日本人社員に向けた外国人材との効果的なコミュニケーションに係る学びの機会が極めて限られている点がある。
- このため、職場における外国人材との効果的なコミュニケーションに向けた学びに関する実証を行い、ウェブ上で活用できる動画教材を作成。オープンデータとして2021年4月に公表。

動画教材のターゲット

外国人社員の直属の日本人上司や同じ職場の同僚、経営層や人事等社内（オフィス内）でのコミュニケーションを想定しているが、業種や職種、在留資格に限らず、共通する課題や場面を抽出する

動画教材の想定場面

以下の5つのカテゴリーにおいてよくある事例を抽出

- ・ 仕事に関する文化・習慣の違いから生じるミスコミュニケーション
- ・ 業務の指示や受け答えで生じるミスコミュニケーション
- ・ 評価やフィードバックで生じるミスコミュニケーション
- ・ 配属やキャリアの視点で生じるミスコミュニケーション
- ・ その他の文化・価値観の違いから生じるミスコミュニケーション

掲載サイト

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426003/20210426003.html>

（経済産業省経済産業政策局経済社会政策室）

職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーション 実現に向けた取組【学習の流れ】

- 外国籍社員と日本人社員が動画を見て、なぜミスコミュニケーションが起きるのか考える。
- 自分が動画の登場人物の立場ならどうするか、相手の立場ならどうするか、意見交換。
- コミュニケーションを学ぶ目的は、正解を知ることではなく、多様な考え方に触れること。そして、改めて自身を振り返り、より良いコミュニケーションの取り方を考えること。「自分ならどう伝えるか」を参加者同士で話し合うことで理解を深める。

1

動画の視聴

- 外国籍社員と日本人社員のミスコミュニケーションの事例動画を見て、なぜそれが起きるのか考える



2

ディスカッション

- 学習の手引きを参考に、自分がその立場だったらどのように伝えるか、相手の立場ならどう感じるかなどを話し合い、お互いに新たな気づきを得る(オンライン、オフラインいずれでも可)



3

解説の視聴

- 解説動画を見て、新たな気づきがあったか振り返る。

「大丈夫」「いいよ」の返事は、
YesとNoの2つの意味があります。
聞く人も話す人も困るので、
こういう言葉を使わないようにしましょう。
Yes/Noを分かりやすく伝えることで、
ミスコミュニケーションを少なくすることができます。

【参考】高度外国人材活躍推進ポータルサイト

(運営：日本貿易振興機構 (JETRO))

- 関係省庁の連携の下、施策・セミナー等の情報を網羅的にJETROに集約し、全国各地のJETRO事務所が地域の中堅・中小企業へのきめ細かな情報提供・支援を実施。
- 2018年12月25日にポータルサイト開設。
- 2019年4月より、専門家による伴走型支援を開始。現在、2021年度の伴走型支援の申込みを受付中。
- 2019年4月より、ポータルサイトに英語版ページ開設、高度外国人材の採用に関心がある企業情報の掲載開始。7月より、日本での就労を希望する留学生の在籍大学情報の掲載開始。
- 高度外国人材の採用に関心がある企業は、ポータルサイト上で自社PRが可能。
- 2021年5月より、外国人材の採用にはじめて取り組む企業のみならず、日本での就業に関心を持つ外国人材それぞれに向けたアニメーション動画を制作、公開。

高度外国人材活躍推進ポータルサイトのお役立ち情報

高度外国人材活躍推進ポータルサイトにはさまざまな情報を掲載! <https://www.jetro.go.jp/hrportal/>



● 段階に応じた情報(企業向け/外国人材向け)

採用から定着まで、段階別に情報を網羅しています。

高度外国人材活躍推進ポータル



高度外国人材採用の新型コロナウイルス対策情報

イベントカレンダー

高度外国人材と働く企業

高度外国人材と働く企業

● 新型コロナウイルス対策関連情報

新型コロナウイルスの対策に関する情報について、公的機関の情報をまとめています。



● イベントカレンダー

全国の関連イベント情報を集約しています。



● 地域別の取り組み・窓口

都道府県別の公的機関の取り組みや窓口を紹介しています。



<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>

● 伴走型支援サービス

JETROの専門相談員が採用から定着まで企業に寄り添ってサポートします。

企業様の段階に応じた支援

- 1 採用戦略 外国人材の採用目的と求める人物像を明確に
採用数、業務内容、給与水準、滞在資格を把握するため
- 2 採用活動 希望の人材を多く見つけやすくなるために
採用活動の企画・運営を支援(CAL/CP/FW/HALE)
- 3 受け入れ準備 在留資格等の申請で失敗しないために
在留資格の申請書類の作成を支援(CAL/CP/FW/HALE)
- 4 定着・定着 外国人材が社内で長く活躍できるように
定着に関する相談や社内研修の企画を支援(CAL/CP/FW/HALE)



● 大学別の情報

留学生の在籍している大学の情報と連絡先を掲載しています。



● 外国人在留支援センター (FRESC)

ハローワークや東京出入国在留管理庁等、外国人の在留を支援する政府の関係窓口が集合する相談センターに「ジェトロ・デスク」を開設しています。



最寄りのジェトロにもご相談できます!
<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/>



お問い合わせ 日本貿易振興機構 (JETRO)
国際ビジネス人材部
高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局
〒107-6008 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル4F
TEL: 03-3582-4841
Email: OpenforProfessionals@jetro.go.jp

問い合わせ先

- 製造業における特定技能外国人材の受入れについて(資料P2～17)
中部経済産業局産業部製造産業課
TEL:052-951-2724

- 職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーション
実現に向けた取組 (資料P19～20)
中部経済産業局地域経済部地域人材政策室
TEL:052-951-2731

- 高度外国人材活躍推進ポータルサイト (資料P21)
ジェト口高度外国人材活躍促進プラットフォーム事務局
TEL:03-3582-4941

(資料取りまとめ)

中部経済産業局地域経済部地域人材政策室